

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大門福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づく評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、定款第16条に定める理事及び監事をいう。

2 この規程でいう常勤役員とは、役員のうち、法人を主たる勤務場所とし、週4日以上法人の業務に従事する者をいう。

3 この規程でいう非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。

4 この規程でいう評議員とは、定款第5条に定める評議員のほか、第三者委員及び評議員選任・解任委員会委員を含めるものとする。

(役員等の報酬の支給)

第3条 役員等には、職務遂行の対価として受ける財産上の利益として報酬を支給することし、当該地位である事のみをもって支給しない。

2 賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬算定方法)

第4条 役員等に対する報酬は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 常勤役員については、別表第1に定める額以内とし、理事長が定める。

(2) 前号(1)に定める額のうち、常勤役員等の通勤手当については、給与規程第22条の規定に準ずる額

(3) 非常勤役員等については、別表第2に定める額

(4) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(法人職員給与との併給)

第5条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬の支給時期は、給与規程第5条に準じた日とす

る。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この規程の例により支給する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 2 8 日から施行する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長、常務理事(業務執行理事)、理事	月額 300,000円

別表 2 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員(第三者委員、評議員選任・解任委員会委員)

	報酬の額
評議員会への出席	日額 5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円

なお、同日に複数の会議、業務があった場合等については、上記報酬を重複して支給せず、1日分の日額のみを支給とする。

(2) 理事長

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 7,000円

なお、同日に複数の会議、業務があった場合等については、上記報酬を重複して支給せず、1日分の日額のみを支給とする。

(3) 理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 7,000円
業務執行理事業務のための勤務	日額 7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円

なお、同日に複数の会議、業務があった場合等については、上記報酬を重複して支給せず、1日分の日額のみを支給とする。

(4) 監事

	報酬の額
監事監査等への出席	日額 8,000円
理事会等会議への出席	日額 7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円

なお、同日に複数の会議、業務があった場合等については、上記報酬を重複して支給せず、1日分の日額のみを支給とする。